

おおすみ光 サービス利用規約

おおすみ光 サービス（以下「本サービス」という）をご利用いただく方（以下「契約者」という）は、「おおすみ光 サービス利用規約」（以下「本規約」という）を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第1条 定義

1. 本サービスは、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という）から卸電気通信役務の提供を受けておおすみ半島スマートエネルギー株式会社（以下「弊社」という）が提供する、光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービスです。
2. 本サービスの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、本規約に加えて、別途弊社が定めるインターネット接続回線（以下「FTTH 回線」という）の提供条件にかかる「IP 通信網サービス契約約款」（以下「IP 約款」という）、料金に関する規定（以下「料金表」という）、その他本サービスに関する諸規定により、契約者に提示されるものとします。

第2条（本規約）

1. 契約者は、本規約および弊社が別途定める、IP 約款、料金表、その他本サービスに関する諸規定に同意し、本サービスを利用するものとします。
2. 本規約又は IP 約款に定める内容と、本サービスに関する諸規定の内容が異なる場合には、本規約又は IP 約款に定める内容が優先して適用されるものとします。また、本規約は IP 約款第1条ただし書きに規定する「別段の合意」となり、本規約に定める内容と、IP 約款に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第3条（契約の成立およびサービスの開始日）

1. 本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い本サービスへの申し込みをなし、弊社が当該利用希望者を本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 利用料金の課金開始基準日となる本サービスにおけるサービス開始日は、弊社が別途定める日としま

す。なお、弊社は契約者に対して、当該サービス開始日を弊社が適当と判断する方法で通知するものとします。

第4条（利用料金）

本サービスの利用料金は、別途弊社が定める料金表等の規定に従い弊社が契約者に請求するものとし、契約者はこれを弊社に対して支払うものとします。

第5条（通知）

本サービスにおける FTTH 回線の開通に関する情報については、弊社の接続サービスにおいて契約者に対し郵送にて通知されることにより行われるものとします。

第6条（通信速度）

1. 弊社が本サービスに関して定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者は了承するものとします。
2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第7条（端末設備）

1. 本サービスの利用には、弊社が別途指定する端末設備が必要となります。
2. 端末設備は、本サービスにおいて弊社が提供するサービスの一部を構成し、その提供条件等は IP 約款第 44 条を含む弊社が別に定める規定によるものとします。

第8条（本サービスの変更または廃止）

1. 弊社は、一定の予告期間をもって、弊社所定の方法（弊社所定の Web サイトに掲載する方法を含みます）にて契約者に通知することにより、本サービスの変更または廃止をすることがあります。
2. 弊社は、前項による本サービスの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。
3. 弊社は、弊社が別途規約本則に指定する事項に該当、または該当するおそれが高いと判断した場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する契約者のおおすみ光 サービスおよび他者提供サービスの利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

第9条（その他）

1. 弊社は、NTT 西日本が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」に準拠して、本サービスにかかる自らの IP 約款および料金表を定めるものとします。
2. 本サービス利用期間中において、契約者は別途弊社が指定する NTT 西日本が提供するフレッツ光サービスの付加サービスをご利用いただけます。詳細については別途弊社が定めるものとします。
3. 本サービスの利用料金、サービス内容、FTTH 回線等に関する各種問い合わせについては弊社が受け付けるものとします。なお、FTTH 回線に関する故障について、弊社から連絡を受けた NTT 西日本が必要に応じて契約者宅に作業員を派遣し、故障修理を実施する必要があることを、契約者は予め承諾するものとします。
4. NTT 西日本の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、または弊社に対する本サービスにかかる卸電気通信役務の提供上必要がある場合に、NTT 西日本が契約者に対して直接連絡する必要があることを契約者は予め承諾するものとします。
5. 本サービスの提供にあたり、または本サービスの利用を前提とした NTT 西日本を含む他社の提供するサービスを契約者が利用するにあたり必要がある範囲で、弊社が NTT 西日本に対して契約者の情報を開示し、NTT 西日本がその情報を記録・保管すること、および弊社が開示した契約者の情報を NTT 西日本が IP 約款第 47 条の定めに従い第三者に対して開示する必要があることを、契約者は予め承諾するものとします。
6. 契約者は、本条各項に定める場合に限らず、本サービスを提供するために必要な範囲で、弊社が、弊社に卸電気通信役務を提供する NTT 西日本の設備等を利用し、または NTT 西日本による直接の対応が発生する可能性があることを予め承諾するものとします。なお、当該 NTT 西日本の設備等の利用および NTT 西日本による直接の対応が発生する限りにおいて、弊社は、IP 約款および料金表に規定される「当社」を、「当社または当社に卸電気通信役務を提供する NTT 西日本」と読み替えることができるものとします。

附則

本規約は 2018 年 5 月 1 から実施します。

【お問い合わせ】

おおすみ半島スマートエネルギー株式会社

おおすみ光 サポートデスク

電話番号：0994-36-8858

受付時間：9:00～17:00（年末年始および弊社指定のメンテナンス日を除く）